

常呂川圏域の川づくり

常呂川圏域河川整備計画（変更）原案
—概要版—

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

令和5年10月

オホーツク総合振興局 網走建設管理部

河川整備計画とは

平成9年6月、河川法の一部が改正され、具体的な河川整備に関する事項については、地域の意見を反映する手続きを導入することになりました。

河川整備計画とは、計画的に河川の整備を進める必要のある区間について、具体的な川づくりを明らかにするほか、管理する区間について維持管理等の目標を定めるものです。

この計画は概ね今後30年の間に行う工事等を対象としますが、川をとりまく状況の変化や社会をとりまく状況の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

河川整備計画の視点

- ①治 水 → 流域に住む人々の生命と財産を、台風や大雨等の水害から守ります。
- ②利 水 → かんがい用水等の水利用に配慮し、流域の発展を支えます。
- ③河川環境 → 豊かな河川環境を整備・保全し、流域の皆様にも愛される川づくりを進めます。

河川法について

日本の河川制度は明治29年に旧河川法が制定されて以来、何度かの改正を経て現在に至っています。

しかし、その後の社会経済の変化により、近年、河川制度をとりまく状況は大きく変化しているため、平成9年に河川法が改正され、『治水・利水・環境』の総合的な河川制度の整備が制定されました。

河川法改正の趣旨

■明治29年（1896年）河川法の制定

- 近代河川制度の誕生



治水

■昭和39年（1964年）治水・利水の体系的な制度の導入

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備



治水

+

利水

■平成9年（1997年）治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入



治水

利水

環境

新しい河川整備の計画制度

平成9年度の河川法の改正に伴う新しい河川整備の計画制度では、地域の意見を反映した河川整備を推進するため、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分されています。

河川整備基本方針と河川整備計画とは？

河川整備基本方針

河川整備基本方針は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、水系ごとの長期的な河川整備の基本方針を定めるものです。

河川整備計画

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を進める区間について、河川工事、河川維持、河川環境の整備と保全等に対して地方公共団体の長や地域住民の意見を反映し、具体的計画を定めるものです。

河川整備基本方針

内容

基本方針、基本高水、計画高水流量 等

手続き

河川整備基本方針の案の作成

一級河川の場合

河川審議会

意見

二級河川の場合

北海道河川審議会

河川整備基本方針の決定

河川整備計画

内容

河川工事、河川の維持の内容

手続き

原案

学識経験者

意見

説明会の開催等による
住民意見の反映

河川整備計画の案の作成

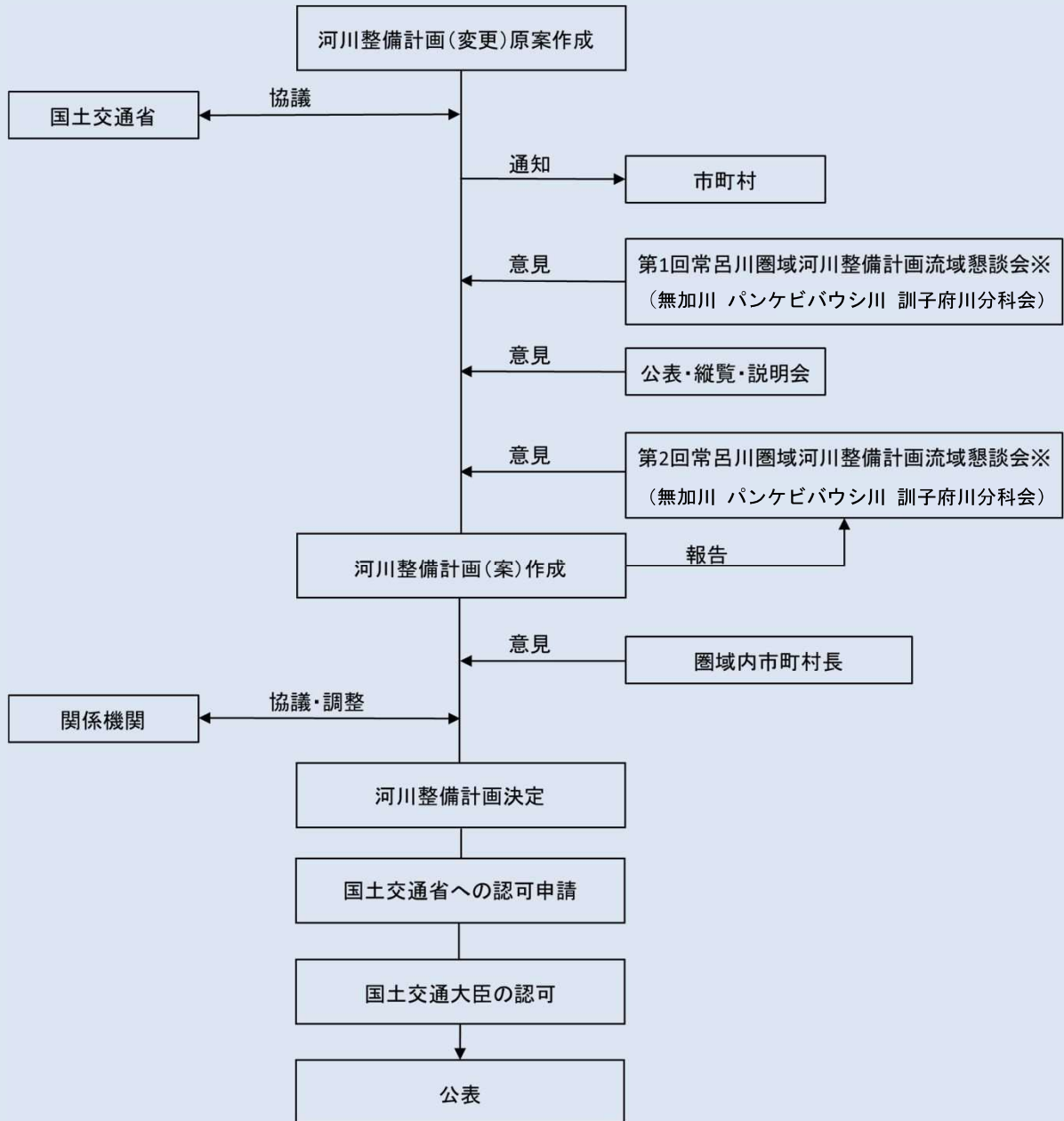
意見

地方公共団体の長

河川整備計画の決定

河川工事、河川の維持

常呂川圏域河川整備計画（変更）の流れ



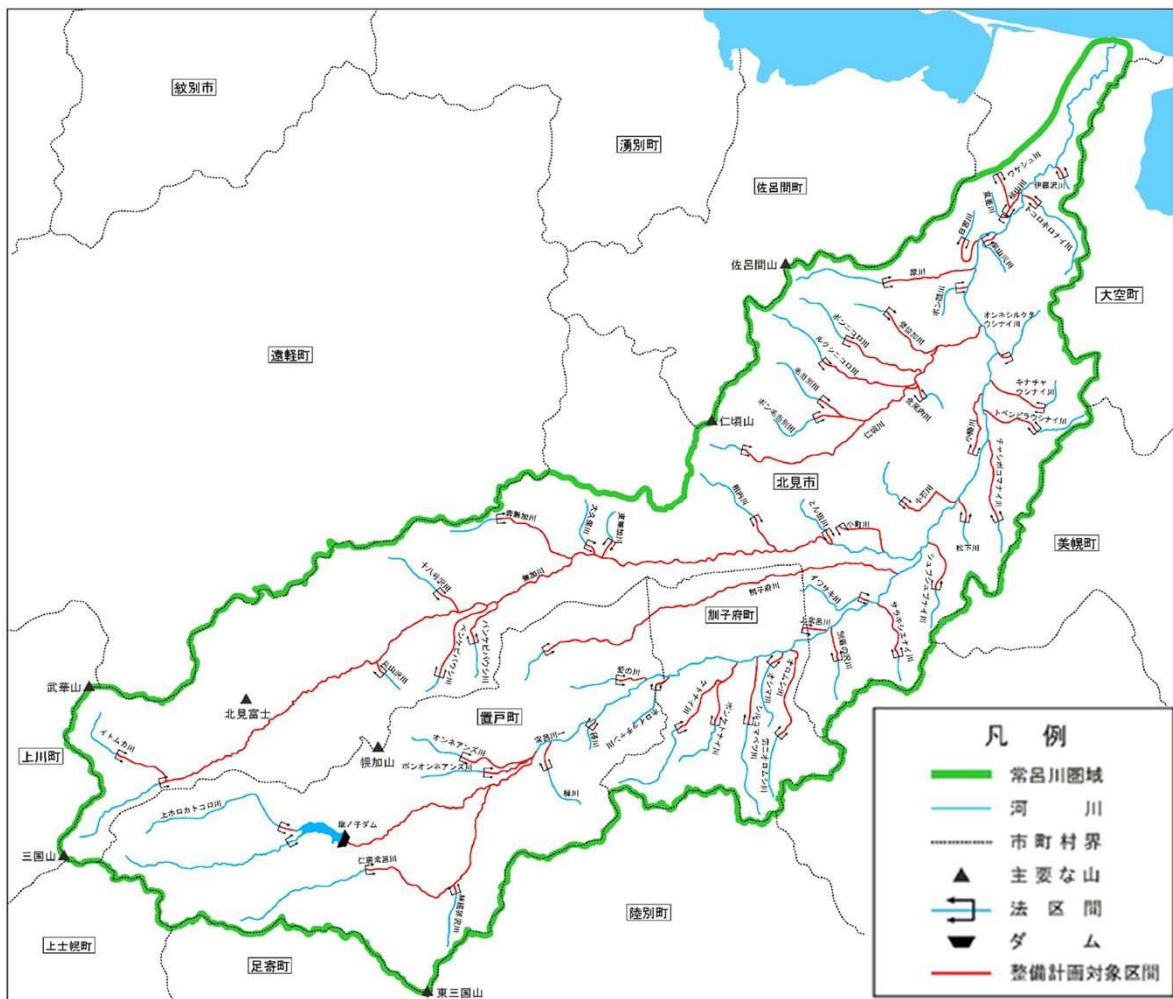
※河川整備計画流域懇談会とは

「常呂川圏域河川整備計画」の変更にあたり、学識経験を有する方や、対象河川に知見の深い方々からご意見を頂く場です。

常呂川圏域河川整備計画(変更)の概要

圏域の概要

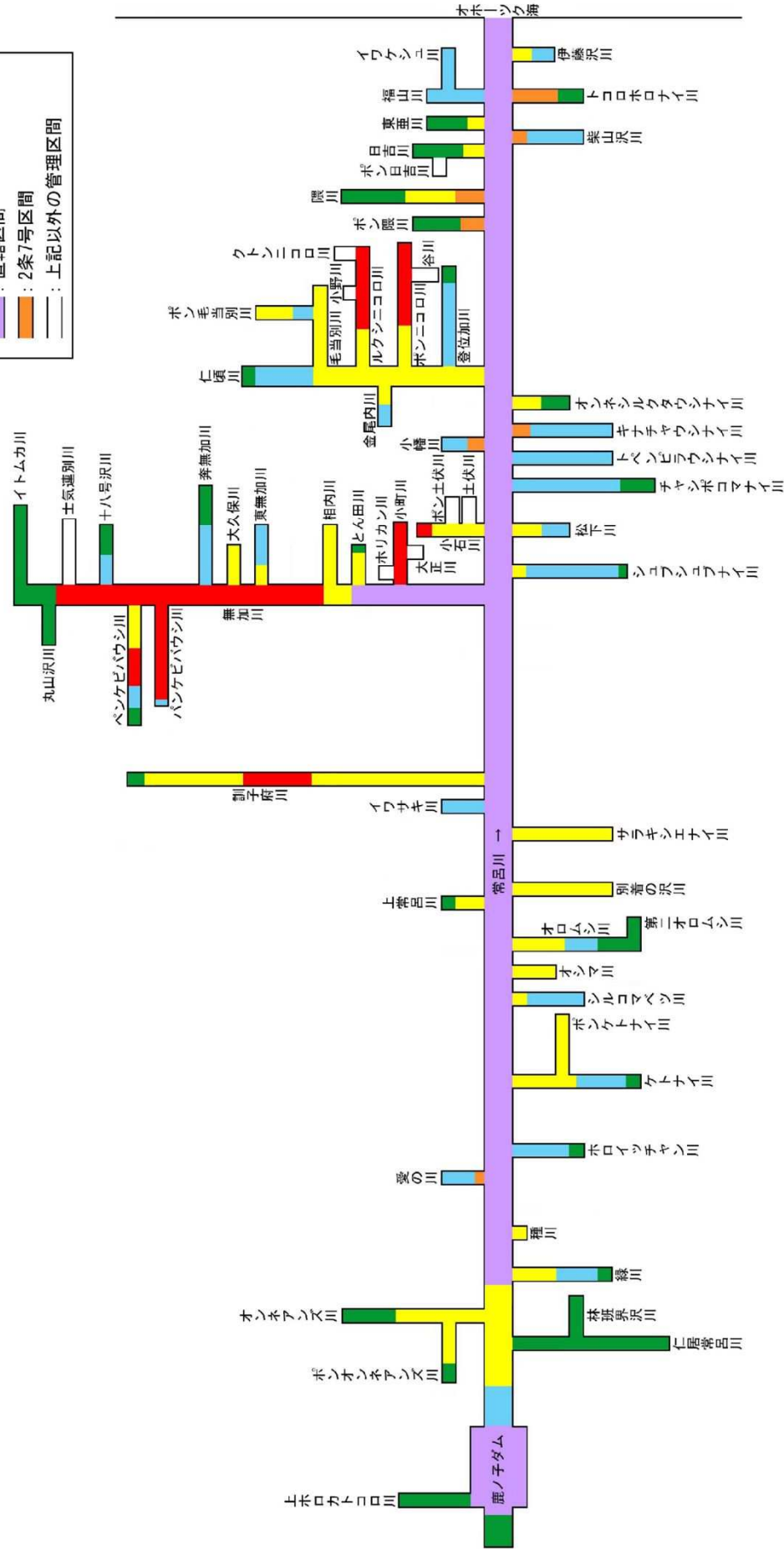
本圏域は常呂川及び支川の北海道知事が管理する区間（北海道知事管理区間）を対象としており、置戸町、訓子府町、北見市の1市2町で構成される圏域です。



優先的に整備を実施する区間の概略図

凡 例

黄色	整備済区間
赤色	優先整備区間
青色	当面整備の予定のない区間
緑色	整備の必要のない区間
紫色	直轄区間
オレンジ色	2条7号区間
黒色	上記以外の管理区間



治水

[無加川流域を水害から守ります。]

無加川流域は、開拓当初から度々洪水被害を受け、その度に復旧工事が行われていました。堤防の新設及び河道の掘削等の抜本的な河川改修は、直轄管理区間である常呂川合流点からとん田川(でんがわ)合流点までの延長7.2km区間において、昭和28年に着手されました。

北海道知事管理区間としては、昭和37年8月の台風9号に伴う豪雨により、道路、橋梁、農地等に甚大な被害を受けたことを契機として、昭和40年にとん田川合流点から相内川合流点までの延長L=4.4kmの河川改修に着手しました。

しかしながら、昭和50年8月の台風6号に伴う豪雨では、北見市留辺蘂町において、床下浸水30戸、床上浸水5戸の被害を受けました。このため、昭和54年には、改修区間を北見市留辺蘂町市街地上流の奔無加川合流点(延長L=15.8km)まで延伸しました。

さらには、北見市留辺蘂町において、昭和56年8月、昭和61年9月に農地等の浸水被害を受けたことにより、平成元年には、北見市留辺蘂町滝の湯までの延長L=16.4kmを延伸しました。

現在までの河川整備状況は、とん田川合流点よりパンケビバウシ川合流点付近までの延長L=26.1kmの区間が完成しています。しかし、これより上流の10.5kmは、計画流量に対し6割程度の暫定的な改修を実施しているものの、流下能力が不足しているため、近年においても、平成4年9月、平成10年9月、平成13年9月、平成28年8月に農地や家屋に浸水被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、早急に河道掘削、築堤等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要です。

また、近年、礫河床の消失に伴う河床低下が進行しており、河川管理施設の機能が喪失するおそれがあることから、予防対策に取り組む必要があります。

治水



無加川 氾濫状況（八千代橋上流）
＜昭和50年8月＞



無加川氾濫状況（水郷大橋上流）
＜平成28年8月＞



無加川 河床低下状況（北進大橋下流）
＜令和4年8月＞

治水

[パンケビバウシ川流域を水害から守ります。]

パンケビバウシ川では、無加川合流点から上流4.1kmが20条工事区間に指定されており、昭和52年国営明渠排水事業（温根湯地区）において、工事が完了しています。

平成28年8月および令和5年8月の豪雨により溢水氾濫が発生しており、農地に浸水被害が発生していることから、近年の降雨などを踏まえると、現況流下能力が不足しており、治水安全度が低い状態にあります。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要となっています。



パンケビバウシ川氾濫状況（無名橋下流）
<平成28年8月>



パンケビバウシ川氾濫状況（大曲橋上流）
<令和5年8月>

治水

[訓子府川流域を水害から守ります。]

訓子府川では、常呂川合流点から上流27.2kmの区間を昭和28年から平成4年にかけて河川改修が行われています。改修の着手時点から流域の市街化が進行しており、流域内資産は増加しています。

平成28年8月の豪雨等により、計画高水位を超過する水位上昇が発生していることから、近年の降雨等を踏まえると、現況流下能力が不足しており、治水安全度が低い状況にあります。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削等の河川改修を実施し、治水安全度の向上を図る必要があります。



訓子府川氾濫状況（西之橋付近）

<平成28年8月>